

# **第六次御嵩町行政改革大綱**

**平成 28 年度～平成 32 年度**

**御 嵩 町**



# 目 次

第1章 第六次行政改革大綱策定の背景	1
1 行財政運営の現状と課題	1
2 策定の背景と方向	3
第2章 大綱の期間	5
第3章 改革の基本的な考え方	6
1 改革の目標	6
(1) 町民とともに進める行政改革	6
(2) 町民との共創・協働の推進	7
2 改革の基本方針	8
(1) 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営	9
(2) 自立を目指す財政運営	10
第4章 実施項目	11
1 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営の推進	12
(1) 行政の説明責任と透明性向上	12
(2) 町民との情報共有の推進	12
(3) 職員の意識改革と人材育成の推進	13
2 自立を目指す財政運営の推進	13
(1) 財政基盤の強化	13
(2) 行政サービスのマネジメント強化	14
第5章 改革の推進体制	15
町民とともに協働で改革を推進	15

資料編	17
1 行政改革推進委員会	18
2 行政改革推進委員会でいただいた意見概要	23
3 御嵩町の財政等の状況	25
4 御嵩町の経済動向	28

# 第1章

# 第六次行政改革大綱策定の背景

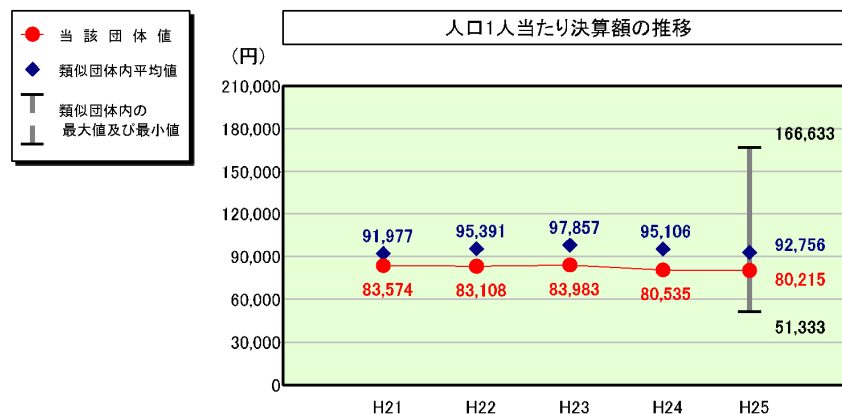
## 1 行財政運営の現状と課題

本町の一般会計決算の推移は、平成 22 年度から平成 25 年度まで減少傾向にありましたが、平成 26 年度から、亜炭鉱跡防災モデル事業等の補助金を獲得しており、平成 26 年度は歳入総額 80.2 億円、歳出総額 77.4 億円とピークを迎えています。

歳出の内訳の推移をみると、第五次行政改革大綱に基づいて、民間委託や職員の適正配置を進めることにより政策的に削減してきた人件費や、借入金現在高を削減するために政策的に抑制してきた投資的経費は減少傾向にあります。

政策的に削減してきた人件費等を類似団体と比較すると、正職員人件費のほか、臨時職員の賃金など、人件費に準ずる金額も含めた決算額は、類似団体平均値より下回る金額で推移しています。また、平成 25 年度の本町の人口千人当たりの職員数は 7.16 人であり、類似団体と比較しておよそ 1.6 人少ない職員数で行政サービスを運営しています。

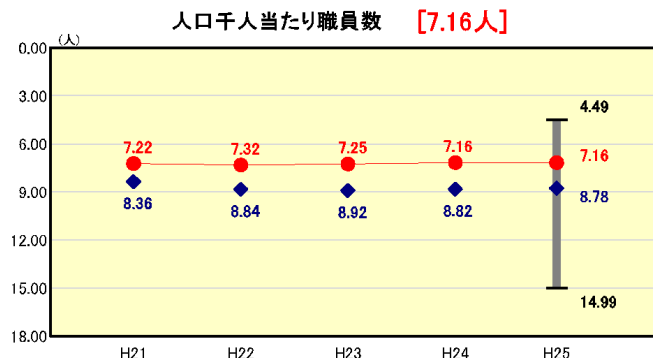
図表 1-1 人件費及び人件費に準ずる費用の人口 1 人当たり決算額の推移



(注) 類似団体とは、全国の市町村を人口および産業構造等による 35 のグループに分類したもののから、当該団体と同じグループに属する団体。

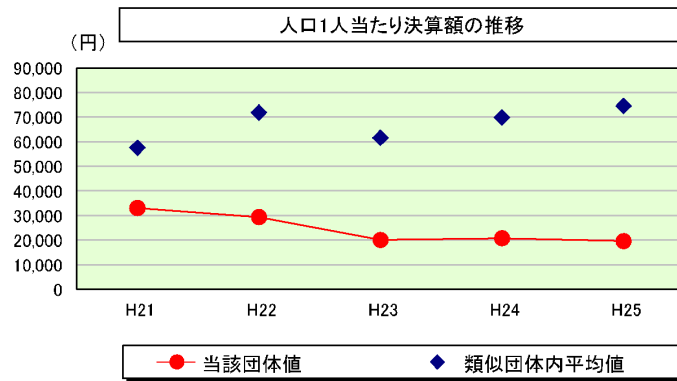
(出典) 平成 25 年度財政状況資料集

図表 1-2 人口 1 人当たり職員数の推移



平成 25 年度の人口一人当たりの普通建設事業費の決算額 19,635 円であり、類似団体平均値を大きく下回っており、県内市町村では最下位の順位となっています。

図表 1-3 人口 1 人当たり普通建設事業費決算額の推移



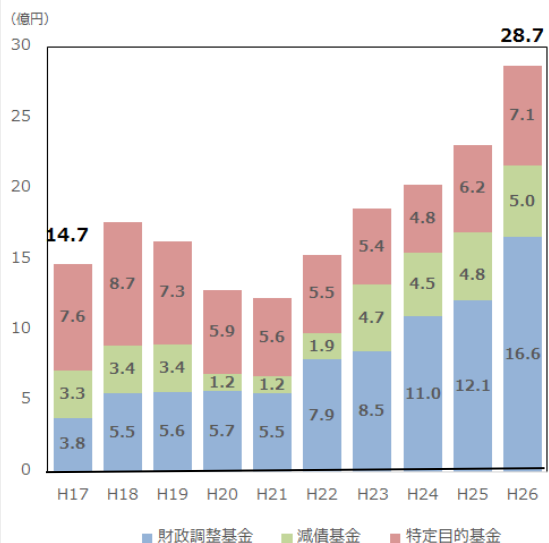
一般会計の借入金（借金）の現在高は、平成 26 年度末現在で 46.1 億円であり、平成 17 年と比較して、総額で 5.2 億円減少しています。このうち、臨時財政対策債（国から交付される普通交付税の不足分を補うための借金）を除いた実質的な町の借入金現在高は、平成 17 年と比較して 25.5 億円減少しています。

一方で、基金（貯金）の現在高は、10 年前と比較して、14 億円増えています。

図表 1-4 借入金現在高の推移



図表 1-5 基金現在高の推移



民営化や民間委託等を推進し、適正な人員配置を進めてきたことによる人件費の削減や、政策的に普通建設事業費を抑制したことにより、借入金現在高の減少や基金（貯金）の現在高を増加させるなど、町の財政状況には一定の改善を見ることができます。

しかし、今後は、人口の減少と少子高齢化の進行により、歳入面では町税や地方交付税の減少が見込まれ、歳出面では社会保障費が増加していくことが見込まれます。また、耐用年数を迎える公共施設の老朽化対策や道路等のインフラを維持していくために、これまでになかった一定規模の財政支出が必要となってくることも見込まれます。

今後も、たゆまぬ改革を継続するとともに、行財政を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、新たな発想の改革を町民とともに進めていく必要があります。

### ①総合計画との連携を目指した第五次行政改革大綱

本町では、昭和 60 年に第一次行政改革大綱を策定し、以後第二次(平成 8 年)、第三次(平成 13 年)、第四次(平成 17 年)、第五次(平成 23 年)と改定を重ねて行政改革にまい進してきました。第五次行政改革大綱は、第四次総合計画後期基本計画に示すまちづくりの方向・施策を踏まえて策定し、大綱と総合計画の連動を目指してきました。

第五次行政改革では、実施計画及び第四次総合計画後期基本計画の推進により、事務事業の見直しや組織・機構の改編、財政構造の改善をはじめ行政サービスの向上、さらに協働によるまちづくりなどに成果を上げてきました。

### ②グローバル化の進展と多様な行政課題への対応

第五次行政改革大綱の計画期間においては、世界的な金融危機による景気の悪化、東日本大震災の発生、あるいは、我が国が参加する T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) について関係国の基本合意が成立したことなど、御嵩町を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しました。

また、国が進める訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)による来訪外国人の増加など観光分野をとりまく環境も変化してきています。

本町においては中山道に代表される歴史文化資源の活用による交流人口の創出や、全国 2 例目の森林信託による森林保全の取組など、町の魅力づくりを進めてきました。(平成 24 年 3 月環境モデル都市選定)

一方、人口減少や少子高齢化への対応や亜炭鉱廃坑に対する防災対策、名鉄広見線の存続など、町行政のみでは対処することができない難しい課題も出てきました。

### ③町民がより幸せに暮らしていくための行政の確立

社会を取り巻く背景の変化や新たな動きを踏まえて、本町ではまちづくりの指針である第五次総合計画(計画期間:平成 28 年度~平成 37 年度)の策定を第六次行政改革大綱の策定作業と連携して進めてきました。

第五次総合計画においては、本格的な人口減少の時代を迎える中で、生きがいと希望にみちた魅力あるまちづくりを進めていくためには、「協働のまちづくり」をより深く浸透させていくと同時に、行政のスリム化を進める必要があると示しています。そのためには、行政、地域住民、企業、各種団体さらには研究教育機関といった多様な主体が柔軟なネットワークをつくり上げながら、地域をトータルに経営していくという「地域経営」の発想が必要です。

さらに、平成 27 年度には、国が進める地方創生(まち・ひと・しごと創生)に基づき、「御嵩町人口ビジョン」及び「みたけ創生!!総合戦略」を策定しました。「みたけ創生!!総合戦略」においては、「みたけ創生に向けた“チャレンジ”」という視点を掲げています。本町では人口の維持・増加に向けて、子ども子育て支援、母子の健康の確保、仕事と子育てを両立できる職場づくりなどを総合的に進めることと、雇用の受

け皿の拡大、移住・定住を促進するタウンプロモーション等を推進する方向性に基づいた施策を推進します。

第六次行政改革大綱では、こうした新たな施策の推進と効果的に連携していきながら、町民が幸福に暮らし続けるためのまちづくりを支えていく行政の確立を目指します。



## 第2章 大綱の期間

○第六次行政改革大綱の実施期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

実施期間 **平成 28 年度から平成 32 年度**

第六次行政改革大綱の実施期間は、第五次総合計画の前期基本計画と同様の期間として、後期基本計画を策定する際に見直すものとします。

なお、計画期間中においても経済情勢、行政環境に大きな変化があった場合は、大綱とその実施計画の見直しや数値目標などの再検討を行い、変化に早急に対応する改革内容に修正します。

## 第3章 改革の基本的な考え方

### 1 改革の目標

第六次行政改革大綱においては、改革の目指すものと進め方について、次のようにとらえます。

#### (1) 町民とともに進める行政改革

##### 【キーワード（行政改革推進委員会意見より）】

##### ●行政の透明性の向上

- ・町民意見に対して、スピーディーに対応することが信頼を得ることになる。
- ・物事を決めるプロセスにおいて、住民参加を得て一緒に決めることや、結論に納得をしてもらうことが必要。行財政改革も町民を巻き込むことが必要。

##### ●協働、PPP

- ・キーワードは協働、パートナーシップであり、行政と町民が意見交換して、決めたら一致して進めていくPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）が必要。

##### 【町としての目標】

○行政改革は、社会経済情勢の変化に対応し、行財政運営や制度の点検・改善を行い、常に新しい行政システムを構想し実現していくことです。

本町では、第五次行政改革大綱に基づく取組を進めて、公債費を削減するなどの大きな成果を上げてきましたが、今後10年間で人口構造の変化として予測される生産年齢人口の減少、高齢人口の増加に対応することが急務です。

また、経済が右肩上がりの時代においては行政が多くの公共サービスを担うことができたが、これからは大きな経済発展は望めないことから、財源が縮小することを見据えた行財政運営が必要となります。このため、歳出の抑制のみならず、定住施策や雇用の場の創出にも力を入れて歳入を増やし、財政基盤を強化することが重要になります。こうしたことから、第六次行政改革大綱においては、町民が行政に参画するとともに行政の透明性を高め、「参加のまちづくり」から「協働のまちづくり」へとステップアップを図り、改革とまちづくりを一体的に進める方向を示します。

○行政サービスの内容を町民にわかりやすく説明し、町民と行政が情報を共有して、様々な主体がともに、第五次総合計画において示すまちの将来像である「つながる・あふれる・輝くまち」を目指しながら、今まで以上に、「**町民とともに改革を進める**」ものとしします。

## （２）町民との共創・協働の推進

### 【キーワード（行政改革推進委員会意見より）】

●2025年になると生産年齢人口が減少し、消費税額も上がると思われる。

- ・町民との共創・協働が大事。きれい事ではなく、協働で進めていかないと行政はもたない。

※共創：多様な主体がそれぞれの持つ特性や創造性を相乗的に発揮し、新しい発想で新たな価値を創り出すこと

※協働：町民や自治会、ボランティア団体、事業者、行政などのさまざまな主体が、公共の利益に資する共有の目的を持って、対等の立場で連携・協力してまちづくり等に取り組むこと

### 【町としての目標】

- 「町民とともに行政改革を進める」ためには、根底となる考え方として共創・協働の推進を念頭に置くことが必要です。
- 町民をはじめ地縁組織、各種団体、企業などが、行政と情報を共有するとともに、お互いの考え方や取組を理解しながら、「公」の役割をお互いに担い協働のまちづくりを進め、直接的にも間接的にも行政改革に結びつけます。

## 2 改革の基本方針

1に示した目標を達成するために、改革の基本方針として、町民ニーズに対応した柔軟な行政運営と、自立を目指す財政運営を掲げます。

今まで以上に、

### 町民とともに行政改革を進める

#### 町民との共創・協働の推進

【大綱の計画期間】

平成28年度から平成32年度  
までの5年間

共創の  
まちづくり

住民（自治会など地  
域の団体、ボランティア  
などの活動団体等）

行政

協働

民間団体（商工会など  
業界団体、地元事業  
者、立地事業者等）

#### 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営

- ① 行政の説明責任と透明性向上
- ② 町民との情報共有の推進
- ③ 職員の意識改革と人材育成の推進

#### 自立を目指す財政運営

- ① 財政基盤の強化
- ② 行政サービスのマネジメント強化

## (1) 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営

### 【キーワード（行政改革推進委員会意見より）】

#### ●T A P E型行政

- ・町民の要望に対してきちんと説明して処理していく手続きが重要（透明性＝Transparency、説明責任＝Accountability、参加＝Participation、平等性＝Equity）。

#### ●行政の透明性向上

- ・物事を決めるプロセスにおいて住民参加を得て一緒に決めることや、結論に納得をしてもらうことが必要。行財政改革も町民をきちんと巻き込むことが必要。（再掲）

#### ●町民との情報共有

- ・各種団体の催しについて別の日程で行うような調整が必要。
- ・各種団体、公民館等の催しの情報を集め、発信する工夫が必要。

#### ●柔軟な事務運営

- ・わかりやすい行政文書・計画の文書にしていく必要がある。
- ・縦割りの解消。同じような取組は、所管の課を超えて、融通を利かせて一緒に行う。

#### ●定員管理

- ・必要な人員について嘱託職員や臨時職員を含めて、もう一度見直す。

#### ●職員の資質向上

- ・職員の質が重要。研修で学んだことを共有していくべき。
- ・行事などで職員が事故を起こさないようにモラルを徹底する。

### 【町としての方針】

- 町民からの要望を真摯に受け止め、公平性や公益性、業務の実効性などの観点から行政としての対処の方針を明らかにして説明します。また、縦割り行政の解消に努め、課の枠にとらわれることなく横断的に町民に対応するよう更に努めます。
- 行政の方針や取組について、より分かりやすい文章や表現で町民に情報発信するとともに、町民と情報共有します。
- 最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、職員の就業形態等について見直すとともに、職員を合理的・機能的に配置するなど、組織・機構を課題に対応して再編します。
- 職員一人ひとりが行政改革の主体であることを認識するとともに、地方公務員としての責務の自覚を高めて、町民に信頼される職員となります。
- 問題解決型意識の育成や必要な取組を企画・実施することができる政策形成能力の向上に取組むとともに、明るい職場づくりと親しみやすい役場づくりをします。

## （２）自立を目指す財政運営

### 【キーワード（行政改革推進委員会意見より）】

- 町民の要望に対してきちんと説明して処理していく手続きが重要（透明性＝Transparency、説明責任＝Accountability、参加＝Participation、平等性＝Equity）。〈再掲〉
  
- 民間委託の推進
  - ・指定管理者制度の運営については適切な指定管理料を設定することが必要。
  - ・請負で発注できる業務があれば嘱託よりも経費が安くなる場合がある。
  
- 公共施設のあり方
  - ・町民が使いやすいように柔軟に施設設置条例等を改正するべき。
  - ・年少人口は減少するため、小中学校の統合も視野に入れる必要がある。
  - ・民間委託のあり方について、公共施設のあり方を検討する中で踏み込むべきである。
  - ・地域の魅力を高める視点でも道路なども含めて公共施設マネジメントを行う。

### 【町としての方針】

- 行政の施策・事業は、成果をきちんと評価しながら進行を管理するとともに、協働による施策の推進、民間の活用などにより効率的・効果的に進めます。
- 公共施設について長期的な視野に立った総合的な管理を推進して、時期に応じた適切なサービスの提供と財政負担の低減を図ります。
- 財政運営においては、歳出を減らすことのみではなく、歳入を確保する視点での運営を強化して、より自立性の高い行財政運営を目指します。
- 自主財源の確保を進める多様な方策を推進するとともに、財政の見通しや計画的な調整を図ります。

## 第4章 実施項目

第六次行政改革大綱においては、今まで以上に町民とともに行政改革を進めることを念頭に置きながら、町民ニーズに柔軟に対応した行政運営、自立を目指す財政運営を進めます。

今まで以上に、

### 町民とともに行政改革を進める

#### 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営

- ①行政の説明責任と透明性向上
  - 個人情報保護の徹底
  - 政策決定過程への住民参加の充実
- ②町民との情報共有の推進
  - 行政情報のわかりやすい情報発信の充実
  - 地域住民や地域の催し・活動情報の集約と発信など
- ③職員の意識改革と人材育成の推進
  - 職員定員適正化計画の見直しと適正な人事管理
  - 人材育成基本方針に基づいた職員の育成

#### 自立を目指す財政運営

- ①財政基盤の強化
  - 行政評価・事務事業評価の推進
  - 産業・創業の振興と雇用の創出
  - 町税等収納率の向上と歳入確保の推進 など
- ②行政サービスのマネジメント強化
  - 公共施設における行政サービスの改善
  - 民間活力の活用の推進
  - 公共施設等総合管理計画の推進 など

## 1 町民ニーズに対応した柔軟な行政運営の推進

### (1) 行政の説明責任と透明性向上

行政経営の公正と透明性を確保するために、行政手続きの適正な運営を図ります。また、町民の理解を得て協働による施策・事業の推進を図るために、政策決定の過程や、施策の評価、事務事業の評価について住民参加を一層進めます

	実施項目	実施概要（取組方向）
1-1	個人情報保護の徹底	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴う個人情報保護について徹底します。
1-2	政策決定過程への住民参加の充実	各種の審議会・委員会の開催や計画づくりの過程において住民参加を拡大することや、公募による参加の促進を充実します。

### (2) 町民との情報共有の推進

行政情報・生活情報の提供のみならず、町民がまちづくりへ参加する意欲を引き出すために、行政の様々な情報について発信するとともに、多様な媒体の一層の活用による情報提供を図ります。また、住民や地域が主体的に行う活動や地域の情報収集に努め、町民と行政が情報を共有し活用できる環境を整えます。

	実施項目	実施概要（取組方向）
1-3	行政情報のわかりやすい情報発信の充実	広報紙や町のホームページ、民間の情報媒体等を活用して、より積極的にわかりやすく発信していきます。また、財政状況等を町民に分かりやすい内容で公表することを継続します。
1-4	地域住民や地域の催し・活動情報の集約と発信	地域住民活動や地域の催し等についての情報を、町民とともに集め、まとめて情報発信することができるような広報紙等のコーナー等を設けます。

### (3) 職員の意識改革と人材育成の推進

正職員のほか嘱託職員や職員の中途採用、退職職員の再雇用など多様な方策による人材確保に努めるとともに、効果的な行政サービスの提供や円滑に事務事業を推進できる組織体制を整えます。

また、「人材育成基本方針」（平成20年3月）に基づき、時代や行政環境の変化に対応できる能力と意欲のある職員を育成し、住民サービスの質の向上に取り組んでいき



ます。特に、町民の目線に立って物事を考えることができる職員、新たな課題に挑戦する職員、町民から信頼される職員の育成を図ります。また、組織内の風通しを良くして、より良い行政サービスを提供することができるように、縦割りの解消を図ります。

職員の能力開発を総合的、計画的に推進するために、適材適所の職員配置、OJT（職場で実務を行うことを通じた能力の育成）の推進や職場外の研修、自己啓発の機会の提供などに取り組みます。

また、職員の心身の健康管理、安全衛生、公務災害の防止等を推進します。

	実施項目	実施概要
1-5	職員定員適正化計画の見直しと適正な人事管理	職員定員適正化計画の推進とその見直しを行い、計画的な職員採用と多様な方法の職員の確保を図ります。
1-6	人材育成基本方針に基づいた職員の育成	職員の実績、能力を把握して適材適所の職場配置を進めながら、人材の育成の強化を図ります。職員定員適正化計画に合わせて、人材育成基本方針を見直します。また、職員心身の健康管理、安全衛生、公務災害の防止等に取り組みます。
1-7	コンプライアンス（法令遵守）	事務処理誤り等の未然防止を図り、信頼のある行政に向けて、コンプライアンスの徹底や危機管理体制の強化、職員の危機管理意識の向上に取り組みます。

## 2 自立を目指す財政運営の推進

### (1) 財政基盤の強化

ますます厳しくなる経済環境に対応しながら町民のニーズを踏まえた施策・事業を実施するために、施策・事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めます。

自主財源を確保するために、「みたけ創生!!総合戦略」に示す産業・創業の振興を図ります。また、町民・事業者に対して納税意識の高揚を図るとともに、収納体制を強化、ふるさと納税の推進に取り組みます。

	実施項目	実施概要
2-1	行政評価・事務事業評価の推進	施策・事業の必要性について廃止や見直し、新たに必要な事業の実施（スクラップ・アンド・ビルド）を図るために、行政評価・事務事業評価を一層的確に進めます。

2-2	産業・創業の振興と雇用の創出	成長産業の集積、雇用と財源確保につながる企業誘致を図るとともに、地域経済を支える人材の確保等を進めます。
2-3	町税等収納率の向上と歳入確保の推進	町税や料金収入などを確保するにあたっては、納税意識の高揚、各部署の横断的な徴収体制の強化、県への事務職員派遣の継続による職員の人材育成に努め、収納率の向上を目指します。また、ふるさと納税等の積極的な活用により、歳入の確保に努めます。

## (2) 行政サービスのマネジメント強化

町内の公共施設における行政サービスについては、費用対効果に配慮しつつサービス内容の改善に取り組むとともに、指定管理者制度や公設民営方式、民間委託など、行政と民間が協働する公民連携による行政サービスの提供を行う手法を検討し、より質の高い行政サービスを追求します。

また、公共施設の維持管理について、「御嵩町公共施設等総合管理計画」（平成27年度）に基づいて、計画的に更新や統廃合、長寿命化を進め、規模の適正化、財政負担の標準化を図ります。

	実施項目	実施概要
2-4	公共施設における行政サービスの改善	町民が利用しやすいように公共施設設置条例等を改正（見直し）します。また、各公共施設の運営については、コスト意識を持ちつつ、サービス内容の改善をするなど適切な運営を行います。
2-5	民間活力の活用の推進	指定管理者制度や公設民営方式、民間委託など多様な民間活力の活用による行政サービスの運営を検討し、質の高い行政サービスの提供を行います。
2-6	公共施設等総合管理計画の推進	公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、町民と協働しながら、着実に計画を推進します。

## 第5章 改革の推進体制

### 町民とともに協働で改革を推進

町ホームページや広報紙などにより、町民に広く情報を公開し情報を共有していくとともに、町民の声を反映しながら、「御嵩町行政改革推進委員会」において改革の推進状況を評価して進行管理を行うことにより改革を着実に推進します。

また、町長を本部長とする「御嵩町行政改革推進本部」を継続し、P D C A（Plan 計画-Do 実施-Check チェック-Act 改善して実施）サイクルを着実に進めながら改革を強力に推進します。さらに、行政改革推進本部には行政改革を推進していくうえでの課題等を検討する機関として、職員で構成する専門部会を必要に応じて設置していくとともに、庁内横断的に取組んでいきます。

御嵩町行政改革推進委員会		御嵩町行政改革推進本部		
構 成	会長 副会長 委員	構 成	本部長 副本部長 本部員	町長 副町長・総務部長 教育長 企画調整担当参事 民生部長 建設部長 教育参事 企画課長 総務防災課長
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長の諮問に応じて、行政改革大綱等行政改革の推進に関する重要事項の調査・審議</li> <li>・取組の評価と進行管理</li> <li>・行政改革の推進につき必要な助言等</li> </ul>	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革大綱の策定及び実施</li> <li>・町民への情報公開・町民との情報共有</li> <li>・職員提案の審査等</li> <li>・その他行政改革に係る重要事項</li> </ul>	

